



2014年8月10日

いま起きつつあること…

平和講演会レポート

私たちの生活をおびやかす 特定秘密保護法

皆さんのが主権者として特定秘密保護法について考えるきっかけなることを願つて、6月22日に行なわれた清水勉弁護士の講演内容をお伝えします。

法律として欠陥ある 特定秘密保護法

特定秘密保護法は法律として欠陥はあるが、その根幹において情報をコントロールする仕組みとして考えるべき問題を提起している点は間違っていない。公的情報の合理的な管理は必要である。「国民

特定秘密保護法は法律として欠陥はあるが、その根幹において情報をコントロールする仕組みとして考えるべき問題を提起している点は間違つ

主権国家では国民に対する秘密はない」との考え方は理念としては正しいが、非現実的であり、秘密保全、秘密の指定・管理は否定できない。

しかし、特定秘密保護法は情報保全の方法（仕組み）として間違っている、法律の作り方に欠陥があることが問題である。このような法律は廃案にするのがよいと思うし、廃案を訴えていくことはもちろん必要であるが、それだけでは欠陥のあるこの法律がそのまま施行されるという不利益が生じる恐れがある。特定秘密保護法の運用基準作成に関わる者として、いかにこの法律を運用していくか、問題点を指摘し、内容を暴走しないようなものにしていくことが重要であると考える。

じする具体的な事情、動機がないという欠陥がある。過去の漏えい事件の経過をみても、原因究明が行なわれ、過剰なほどとの再発防止策がとられている。したがって、漏えい対策のために新たに法律を作る必要がない。特定秘密保護法については、基本的人権である「知る権利」や「プライバシー権」の関係で問題視されているが、そもそも憲法論以前の問題である。

（じじとじつじの評価）では
秘密保全は保証されない。適
正評価を秘密保全の方法とし
て過度に期待してはいけない
たしかに、適正評価 자체は機
密性が高い職種の国家公務員
や企業において以前から行な
われているものもあり、秘
密保全に一定の効果はあると
思われる。しかし、兵器産業
等では今まで企業（民間）レ
ベルで保有されていた個人情
報を国が保有することになる
こと、場合によつては企業の
保有情報以上の情報が国によ
つて保有される可能性がある
ことへの不安がある。国とい
つても、どの部署で、誰が、
どういう状態で保有している
のか、そして、誰がその情報
を見ることができるのか、と
いった問題が生じる。このよ
うな問題が生じる以上、適正
評価の調査項目については必
要最小限に止めるべきである
保護法は漏えいについて「…

「このようなことが起こり始めたら、身を起こして頭を上げなさい」（ルカによる福音書21章28節）



2014年8月10日

いま起きつつあること…

10年以下の懲役に処し…」と規定しており（**23条**）、非常に重い刑が科せられるおそれがある。単なるモラル違反のレベルではない。これだけ重い刑が科せられるのであれば、漏えい対象となる秘密も非常に高い機密性が求められるはずである。また、秘密は増やせば仕事がやりやすくなるかといえば、それは幻想である。秘密保全のためには厳格な管理が必要であるが、それにより、共有化しにくい、逸脱がおこりやすくなるなどの状況が生じ、かえって秘密保全にならない。そこで、「特定秘密」を絞り込み、秘密指定を意識的に最小限化する必要がある。

第五点めとして、国会議員が論点となる問題をこの法律が成立した後に認識している。つまり、立法機関の構成員である国会議員が特定秘密保護法をよく理解しないまま賛成してしまっているという現状がある。

10年以下の懲役に処し…」と規定しており（**23条**）、非常に重い刑が科せられるおそれがある。単なるモラル違反のレベルではない。これだけ重い刑が科せられるのであれば、漏えい対象となる秘密も非常に高い機密性が求められるはずである。また、秘密は増やせば仕事がやりやすくなるかといえば、それは幻想である。

秘密保全のためには厳格な管理が必要であるが、それにより、共有化しにくい、逸脱がおこりやすくなるなどの状況が生じ、かえって秘密保全にならない。そこで、「特定秘密」を絞り込み、秘密指定を意識的に最小限化する必要がある。

第五点めとして、国会議員が論点となる問題をこの法律が成立した後に認識している。つまり、立法機関の構成員である国会議員が特定秘密保護法をよく理解しないまま賛成してしまっているという現状がある。

主権者として情報に向き合ひ

以上のようないくつかの問題点に対し、決定的な対策はない。公文書管理制度の見直し、情報公開制度の積極的利用（情報公開法の改正）、国会・独立の行政機関による監視等により、どうすれば恣意的な秘密指定を制限できるかを考えるしかない。その中で、国民一人一人が主権者として情報につながる必要があり、情報にいかに向き合ひが大切である。

講演会に参加しての感想

清水弁護士のお話は、客観的に冷静にこの法律を分析し、説明するといつわかりやすいものでした。特定秘密保護法の問題点についての理解はもうろんですが、一番心に残つたのは、「情報にいかに向き合つたかが重要。責任ある意見をもつこと。主権者は存在と

してあるものではなく、なつていいものである」「賛成・反対は実は流動的な対話関係にある。何が問題なのか、なぜ賛成なのか、なぜ反対なのかが重要」ということです。主権者としての自覚をもつて、この法律の問題点を意識し、その運用をしっかりと見ていかなければなりません」といいました。また、「特定秘密保護法」というキーワードだけで、賛成・反対と安易に結論づけるのではなく、「なぜ」を考えることで反対意見にも耳を傾け、その上で事の本質を見極めていけたらと思います。有名な聖書箇所に「敵を愛しない」とあります。解釈としては間違っているかも知れませんが、「敵」を突き放すのではなく、理解しようとすると同時に、政事の本質が見えてくる、そして間違っているかも知れませんが、「敵」を突き放すのではなく、理解しようとすると、その重要性が示されているのではないかと感じました。

勢から「戦前に戻るのではなくか」との質問が出ました。これに対して清水弁護士は「良くも悪くも戦前に戻ることはないとと思う」と答えられました。現在は、情報が制限されていた戦前とは情報を入り卷く環境が全く異なり、様々な媒体を通じて情報が入ってくる。そして、これを止めることはできない。その一方で、情報の偏り、いいかえれば、自分の興味のある情報以外の情報に対する無関心となる状況がある。これは非常に怖いことである。だからこそ、「情報にいかに向き合つたかが重要」なのである。戦前に戻ることはないとの言葉に安心感を覚えました。

しかし、それと同時に、政治問題をはじめ様々な情報をついつい他人事のように考えてしまっている自分自身反省し、主権者の一人としての責任の重さを痛感しました。

（国立のぞみ教会・平野愛子）